

議案第 4 1 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例（平成26年亀山市条例第24号）の一部を次のように改  
正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条  
の22第1項の中核市」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。